

# 第3回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会

## 議事概要

●日時：平成25年10月8日（火曜日） 9：30～11：40

●場所：滋賀県庁北新館5階 5B会議室

●議事：

- (1) 琵琶湖周辺地域における屋外広告物の課題の整理について
- (2) 琵琶湖周辺地域における屋外広告物のあり方の方向性について

●出席委員：

小島彩乃委員、西岡功一委員、八軒艶子委員、平林隆委員、  
藤本英子委員（部会長）、村上修一委員（部会長代理）（50音順）（6名中6名出席）

●景観行政団体協議会幹事会(9月19日)の内容の報告

事務局から協議会の内容報告を行った。

- ・大津市以外の湖辺各市の中心市街地が内陸部にあるのに対して、大津市は中心市街地が湖辺にあり、屋外広告物のあり方も他と区別すべきとの意見があった。事務局は各市の土地利用状況等を踏まえて規制基準等のあり方を判断するものと考えている。
- ・概ね各市とも、規制の地域区分は市街地において各市の特性を踏まえる必要があるが、自然景観が広がる地域においてはある程度一律の規制をして問題ない、という意見であった。
- ・規制基準区域は、滋賀県景観計画の湖辺景観類型や用途地域によって区分設定しているが、市街地における詳細な区域設定は地域性等を考慮する必要があり、各市において行いたいとの意見が複数出された。事務局も各市の判断で設定されることを想定しているものである。

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨

(注) 委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

(1) 琵琶湖周辺地域における屋外広告物の課題の整理について

- 交差点付近のLED発光型自立看板が交通安全に影響することが指摘されている。神戸市では、交差点から一定の範囲はLED発光自立看板を規制する動きが出ている。
- 看板設置事業者は、より目立つように広告物の大型化を考える。今後大型のLED発光型広告物は増えてくると思う。
- 色彩に関して、基本的に発注者からは派手で目立つようにしてほしいという要望があり、赤色と黄色はその要望を受けてよく使う色である。

- 高額なLED発光式の屋外広告物が設置された後に規制をかけると、せっかく出した看板なので撤去し辛い、ということになりかねない。先行して基準を定めておくことが重要と考える。

(2) 琵琶湖周辺地域における屋外広告物のあり方の方向性について

- 発光に関して、警察としては標識や信号機の妨げにならない程度に屋外広告物を設置して欲しいところであるが、場所によって条件が異なるため、一律の規制を定めるのは難しいと思う。
- 文字やデザインに対して規制基準を設定することは困難だが、彩度であれば数値化できるので規制しやすい。
- 琵琶湖周辺地域モデルの主眼は琵琶湖全体、取り分け湖岸の景観保全にあると思う。一定の規制を考えるうえで、体験様式や視点場を整理して検討する必要があると思う。例えば南湖で対岸から見て目立つ看板や発光体、北湖ではドライブやサイクリングをしていて目に付く看板、船で琵琶湖に出て目に付く看板、といった整理が必要ではないか。
- 移動しながら見る景観か止まって見る景観か、観光客の視点か生活者の視点かによっても課題は異なってくる。同じ道でもカーブの先に比良山が見える場所に広告物があると景観上特に問題があると感じられる。
- 琵琶湖周辺地域モデルについて、なぜここまで規制するのかという説明をするために、どの程度の規制をするとどのような景観に対してどれだけの効果があるかを示すべきではないか。国道161号の沿道景観を想定して琵琶湖周辺一般の規制基準値を議論するのは難しいと思う。琵琶湖周辺地域だからここのように考えるという判断基準を念頭に置き、根拠を示していただくと議論しやすい。
- ◆ 次回専門部会では、各規制基準がびわ湖ならではの景観にどのように影響するのかということ整理して彩度や面積に係る数値基準を示したい。
- 色彩の面積割合規制は京都市で実践されている。京都市内では多くの事業者が地色を白色、文字を高彩度色にして普通の意匠から色彩を反転させている。白が多くなり看板としての良し悪しは別だが、景観に対しては特に色の面積割合の規制がかなり有効であると思う。
- 色彩の反転や彩度の規制は琵琶湖の景観を保全するためかなり有効だと感じた。
- 発光の色を規制するという考えはあるのか。例えば白っぽい光ではなく、暖色系を誘導することはどうか。
- ◆ 現段階では発光の色彩を規制することは難しいと考えている。発光色は設置後に変更できるものがあるので、設置段階では判断ができない。
- 可変式発光の広告物を禁止すると設置できなくなるのか。
- ◆ 原則できない。ただし、自家用広告物で総量5㎡以下のものは許可申請不要という現行制度のままであれば、それ以下の面積の広告物を設置できる。
- 自家用広告物の適用除外は5㎡以下であるが、5㎡の根拠は。

◆ 今後調査する。

(3) その他 アンケート調査について

事務局から資料に基づきアンケート実施を報告した。

以上